

議員派遣の件

令和7年9月12日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 根室町村議会議長会主催議員研修会

- (1) 目的 議会の活性化と議会議員の資質向上、町民ニーズに対応した地域社会の形成と自治体のあり方等について、理解をより深めるとともに管内町村議員の連携等に資するため
- (2) 派遣場所 中標津町
- (3) 期間 令和7年10月24日（金）の1日間
- (4) 派遣議員 全議員 16名